

平成27年3月27日  
一般社団法人全国地方銀行協会  
会長 寺門 一義

## 預金保険料率の変更について

本日開催された預金保険機構の運営委員会において、預金保険料率の変更が議決されました。金融庁長官と財務大臣の認可を経て、平成27年度に適用される預金保険の実効料率は、0.042%へと変更されることとなります。

預金保険料率は、先般の金融危機の際、不良債権処理を適切かつ迅速に実施し、金融システムの安定を早期に取り戻すことを目的に、0.012%から0.084%へと大幅に引き上げられました。当協会はかねてから、預金保険の準備金をしっかり積み立てていく重要性を十分に認識するとともに、それが着実に積み上がる中で、料率の引下げが適当である旨を申し上げてまいりました。今年度も、預金保険機構に設置された「預金保険料率に関する検討会」において、その旨を主張いたしました。

今回、中長期的な責任準備金の積立目標を確実に達成することを確認したうえで、預金保険料率を引き下げることが、わが国のセーフティーネットに対する内外からの信頼を維持しつつ、金融業界における自己資本の充実の努力を後押しするもので、金融仲介機能の一層の強化につながると考えております。

現在の景気回復の動きを確実にするためには、経済の好循環を地方に行き渡らせることが極めて重要です。私ども地方銀行は、この「地方創生」への主体的な取り組みを喫緊の課題とし、円滑な資金の提供とコンサルティング機能の発揮を通じ、雇用拡大につながる新たな事業創出や成長産業の育成等への取り組みを強化しているところです。このたびの預金保険料率の引き下げにより、各行のこうした取組みに一段と拍車がかかるものと考えております。

以上